

新座市避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者が、平常時にご自身の情報を市に登録し、その個人情報を町内会などに提供することで、災害時に地域支援者（中面に説明があります。）から安否確認、避難誘導などの支援を受けられるようにするための制度です。



「できる人が できることを

できる時に できる範囲で」

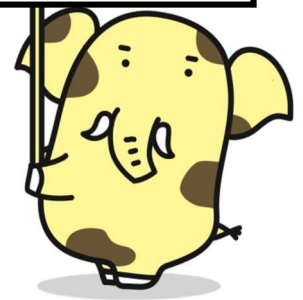
行っていただく制度です。

避難行動要支援者とは

災害時に自力で避難することが困難な在宅の方で、特に避難する際に支援が必要な、次の要件いずれかに該当する方のことです。

なお、本制度への登録に当たっては、個人情報が避難支援等関係者（中面に説明があります。）に提供されることに同意いただく必要があります。

登録すると、
個人情報が関係者に
提供されます。



- (1) 75歳以上の方のみで構成された世帯の方で、要介護認定（要介護1～5）を受けている方
- (2) 障がい高齢者の日常生活自立度がA1、A2、B1、B2、C1又はC2の方
- (3) 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMの方
- (4) 認定調査項目の「視力」が3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える、4. ほとんど見えない、5. 見えているのか判断不能に該当する方
- (5) 認定調査項目の「聴力」が1. 普通以外の方
- (6) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、等級が1級又は2級の方
- (7) 療育手帳の交付を受けている方で、㊦又はAに該当する方
- (8) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、等級が1級の方
- (9) 難病により障害者総合支援法による支援を受けている方
- (10) 難病により障がい児通所支援施設に通所している方

※(2)～(5)の該当者を総称して
「介護認定情報該当者」といいます。

避難支援等関係者とは

避難行動要支援者のうち、個人情報の提供についてあらかじめ同意をいただいた方について、その方の情報が平常時から避難支援等関係者（地域の町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、消防署、警察署）に提供されます。

地域支援者とは

災害発生時における避難行動要支援者の安否確認や、避難所への避難誘導などを行っていただく方です。

日頃から避難行動要支援者を気に掛けていただき、声掛けなどにより、地域の中での見守りに努めていただくため、避難行動要支援者の近隣の方など、地域の方々に地域支援者になっていただく必要があります。

地域支援者には、第一にご自身の身の安全とご家族の安全・安否を確認された後、できる範囲で避難行動要支援者の支援を行っていただきます。

平常時の対応

日頃から地域の方々と避難行動要支援者が交流し、地域における支援体制づくりを検討しておきましょう。

また、災害時にスムーズに支援を行っていただくため、具体的にどのような支援が必要か話し合っておくことが大切です。



① 日頃からのコミュニケーション

町内会、自主防災会や民生委員等が避難方法等の確認のため訪問するため、協力をお願いします。また、日頃から地域支援者や、町内会や隣近所などと接する機会を持ち、コミュニケーションを取りましょう。日頃の近所付き合いが大切です。

② 災害時の対応の確認

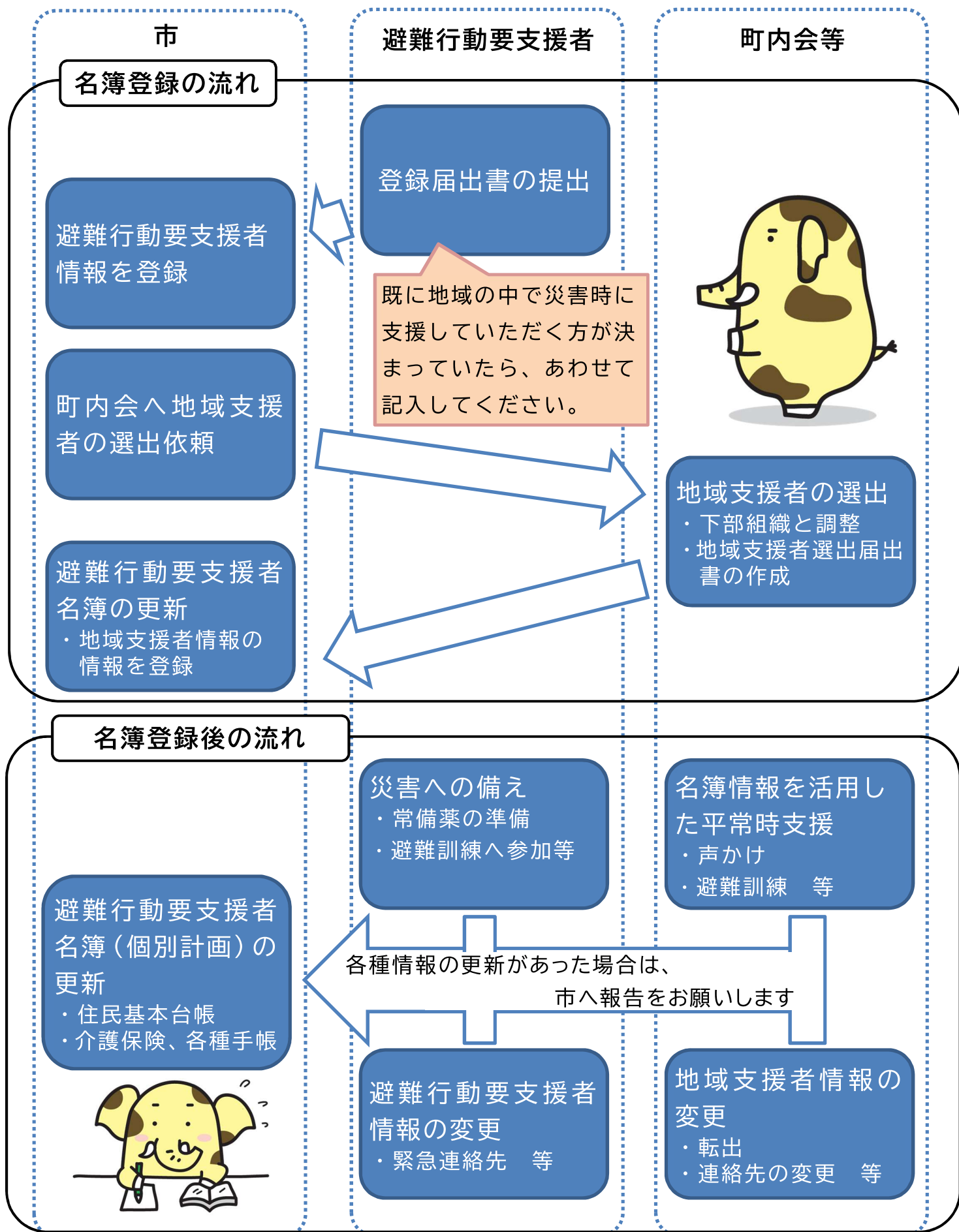
必要な支援内容を整理し、災害が発生したときに具体的にどんな支援をしてほしいのかを確認しましょう。加えて、安否確認の方法を調整しておきましょう。

③ 災害時の備え

地域支援者と一緒に避難経路・避難所の確認や地域の防災訓練に参加し、防災環境を点検しておきましょう。

また、備蓄や自宅内の避難経路など、ご自身で備えられる部分は確認しておきましょう。

避難行動要支援者名簿について

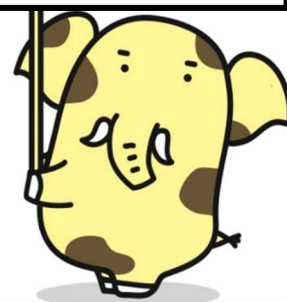


災害時の対応

まずは、ご自身とご家族の安全を確保しましょう。事前に調整した内容に基づき、避難準備を始めましょう。（自宅が問題なければ、そのまま自宅で過ごしても構いません。）

地域支援者による支援は、地域支援者自身とそのご家族の安全が確認された後になることを理解しましょう。

地域支援者も
まずは、本人とご家族
の安全確認をします！



注意事項

- ・ 避難支援の実施は、災害対策基本法に義務付けられたものではなく、地域支援者が安全を確保できることを確認した上で行っていただくものであるため、避難行動要支援者に対して支援ができなかった場合でも、地域支援者に責任は生じません。
- ・ 災害が発生した際は、避難支援を拒否した場合においても、支援を行う場合があります。

登録に当たっての注意事項

- 避難行動要支援者のご本人の同意が必要です。
- 原則、ご本人による届出が必要ですが、身体状況等で届出ができない場合は、代理の方による提出も可能です。
- 登録内容の変更や登録の必要がなくなった場合は市へ届け出てください。
- 地域支援者による支援は、共助に基づくものであることを十分に認識し、ご自身の個人情報を提供することのリスクを理解した上でご登録ください。
- 本制度は、災害時に避難支援を行うことをお約束するものではありません。災害は、いつ、どのような形で起きるか予測困難であり、地域支援者も被災者となることから、避難支援ができない場合があることをご理解ください。

【問合せ先】新座市役所

制度・災害に関すること…危機管理室 (048-477-2502)

要介護高齢者……………長寿はつらつ課 (048-424-9611)

介護保険課 (048-477-6892)

障がい者・難病者等…………障がい者福祉課 (048-477-6891)